

ふじみ幼稚園 重要事項説明書

令和6年4月1日改定

1 施設運営者

名 称	学校法人栗田学園
代表者氏名	理事長 長谷川泰道
所 在 地	静岡市駿河区西島 402 番地
電 話 番 号	054-281-2673
法人設立年月日	昭和 48 年 1 月 10 日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に行うことを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の思いを受け止め、保護者と共に親身の教育・保育に努める。 ・安全で安心できる生活環境づくりに努め、園児が自己を十分に発揮できるようにする。 ・園児との信頼関係を十分に築き、園児が安心感と信頼感を持っているような活動体験が十分に積み重ねられるようにする。 ・園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう配慮する。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	ふじみ幼稚園		
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日		
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区西島 402 番地		
連 絡 先	電話番号 054-281-2673		
	F A X 054-288-3155		
事 業 所 番 号	2201-101138-8		
管 理 者	園長 山竹幸未	職 員 数	33 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【1号】	105 人	
	満 3 歳以上の児童【2号】	60 人	
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3号】	26 人	
	満 1 歳未満の児童【3号】	9 人	
嘱 託 医	うえだ小児科医院 岩田真喜子	TEL	054-282-2322
	高成田歯科医院 松崎倫子	TEL	054-285-3702
学 校 薬 剤 師	飯村智也 園の環境衛生に関する検査と指導 (年 2 回)		

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	<p>月曜日から土曜日まで（教育は金曜日まで） ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。 なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、以下についても休園とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 7月21日から 8月31日まで（登園日有） ・冬季休業 12月21日から 1月 6日まで ・春季休業 3月20日から 4月 8日まで 	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	<p>午前8時30分から午後3時30分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり保育 午前7時から午前8時30分（有料） 午後3時30分から午後6時30分（有料）
	保育標準時間認定	<p>午前7時から午後6時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 午後6時から午後6時30分（有料）
	保育短時間認定	<p>午前8時から午後4時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 午前7時から午前8時（有料） 午後4時から午後6時30分（有料）

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2186.33 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建 一部3階建	
	延床面積	1912.84 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	10 室	520.43 m ²
	遊戯室	1 室	233.51 m ²
	厨房	1 室	40.92 m ²
	食堂・多目的室	1 室	40.78 m ²
	その他の部分	— 室	1077.2 m ²
			室
		室	m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育教諭		
副園長	1人	幼稚園教諭・保育士		
教諭	14人	幼稚園教諭・保育士	9人	幼稚園教諭・保育士
職員	3人		3人	
管理主事	1人	大型免許		
看護師	1人	看護師免許		
調理員	1人	栄養士	3人	栄養士・調理師

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

7:00～ 開園 順次登園 早朝預り保育

9:30～ 朝の会 活動

12:00～ 給食

13:00～ 午後の活動 午睡（3号のみ）

14:00～ 帰りの会 おやつ

14:30～ 順次降園

15:30～ 預り保育（1号希望者のみ）

18:00 閉園

（3）食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

（4）健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

くま・こぐまさん教室 年8回程度

保育・教育相談 月2回程度（火曜日）

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る費用

利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める利用料と下記費用をお支払いいただきます。

項目	対象児童	金額	
施設設備維持費	全園児	月額	3000円
活動費	年少以上児	月額	1500円
給食費	2号認定児	月額	5500円
給食費	1号認定児	月額	4500円

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象児童	金額	
卒園アルバム代他	年長のみ	月額	1750円
施設設備通園バス代	利用者のみ	月額	2500円

※ 上記のほか、写真代等必要な実費は随時お知らせします。

(3) 一時預かり、延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前7時から午前8時30分	1回 200円
	午後3時30分から午後6時	1回 200円
	午後6時から午後6時30分	1回 200円
	土曜日 及び 長期休業中	午前7時から 午後12時30分
午後12時30分から 午後6時		1回 500円
保育短時間認定	午前7時から午前8時	1回 200円
	午後4時から午後6時まで	1回 200円
	午後6時から午後6時30分	1回 200円
保育標準時間認定	午後6時から午後6時30分まで	1回 200円

(4) 保護者会

項目		対象児童	金額	
保護者会	保護者会費	全園児	月額(5月～2月)	480円
	年長会計	年長のみ	月額(5月～2月)	600円

9 支払方法

- (1) 口座振替払（引落日：毎月 22 日 3 月のみ 10 日）
（引落日が土日祝日の場合前営業日）
- (2) 現金払（口座振替払いができなかった場合毎月末日までに持参して下さい。）

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険 会社	東京海上日動火災保険株式会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	幼稚園賠償責任保険	災害共済給付制度
保険の内容	1 事故につき 4 億円まで 1 名につき 1 億円まで	医療費総額の 3 割(療養に要する費用)に、医療費総額の 1 割(療養に伴って要する費用)を加算した額

※任意保険の加入をお願いします。

13 非常災害時の対策

消防計画 の作成	提出先：静岡市駿河消防署 届出日：平成 26 年 9 月 防火管理者：事務主任 長谷川剛之
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、防火戸、火災通報装置
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 山竹幸未
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	乳児部主任 郷野早苗
	第三者委員 栗田洋子
	第三者委員 杉山晴美
苦情解決責任者	園長 山竹幸未
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

16 業務管理体制

本園は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、子ども子育て支援法など市町村の条例で定める法律及び法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行するために、責任者を設置しています。

法令順守責任者	理事長 長谷川泰道
---------	-----------

17 投薬について

投薬は医療行為にあたるため、原則として行いません。

医師より保育中の投薬の指示があるなど、やむを得ず園内で投薬する場合は保護者の方に来ていただき投薬をしていただくか、事前に【投薬依頼書】に記入し提出してください。薬は、容器などに園児の氏名が明示されていることを確認しお預かりします。投薬時には副園長などが確認の上、担任が投薬します。投薬後【投薬確認書】をお渡しいたします。